

VII 退職管理の状況

地方公務員の退職管理の適正を確保するため、地方公務員法第 38 条の 2 から第 38 条の 7 までの規定において、職員の退職管理について定められています。

これを受けて、本県においては、「職員の退職管理に関する条例」に基づき、退職時又は役職定年前の職位が課長級以上の職員に対して、離職後 2 年間、再就職情報の届出を義務付けています。

令和 7 年度中に県を退職した課長級以上の職員に係る令和 8 年 7 月 31 日現在の再就職状況は、次のとおりです。

【退職職員（※1）の再就職状況の概要】

区 分	県に再就職		県以外に再就職				小計	届出 なし	計
	再任用	その他	国、他 地方公 共団体 等	地方独 立行政 法人	公 社 等 (※2)	そ の 他 民 間 団 体等			
知事部局等	0	0	1	1	1	16	19	3	22
病院局	0	1	0	1	0	2	4	2	6
教育庁等 (※3)	0	3	0	0	0	1	4	4	8
警察	0	0	0	0	1	7	8	1	9
計	0	4	1	2	2	26	35	10	45

※1 退職時又は役職定年^(注)前の職位が課長級以上の職員。ただし、退職手当の支給を受けることなく退職して引き続き国、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員となった職員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき退職して団体へ派遣された職員を除く。

※2 県が出資等を行う法人（地方独立行政法人を除く。）で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 2 条による県職員の派遣が認められている法人、知事が理事長の任命又は指名を行う法人、知事が代表者に就任している法人及び県が 25%以上出資等している法人（令和 8 年 7 月 1 日現在 22 法人）

※3 教育庁及び教育委員会の所管に属する県立学校その他の教育機関

(注) 役職定年…地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定による管理監督職以外の職への降任等をいう。